

## (2) 収入基準に合うこと

収入月額（※次ページ参照）が 158,000 円以下に該当する方が入居できます。

ただし、次表の世帯（裁量階層）の方は、収入月額が 158,000 円を超えても 214,000 円以下であれば入居できます。

高齢者世帯等	入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯（60 歳以上の単身世帯を含む）
障害者世帯	入居者又は同居者に障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する程度である方がいる世帯 ・身体障害：身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 ・精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度 ・知的障害：上記精神障害の程度に相当する程度
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
子育て世帯	同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯

## (3) 現に住宅に困っていること

原則として、住宅の所有者及び公営住宅の入居者は申込みできません。

※持ち家の方は、申し込みの際、家を手放すことを証する書類が必要です。

## (4) 県税を滞納していないこと

## (5) 暴力団員でないこと

入居者及び同居者について、警察に暴力団関係者ではないことを確認します。

### ※収入月額の計算方法

収入月額＝ $\frac{\text{入居者及び同居者の年間所得金額（A）の合計} - \text{控除額（B）の合計}}{12 \text{ヶ月}}$
ただし、給与所得者が就職後 1 年を経過しない場合等この計算による収入月額をその申込み者の継続的収入とすることが不相当である場合においては、別に認定します。詳細は受付窓口までお問合せください。

○年間所得金額（A）の求め方

- (1) 給与所得者…源泉徴収票の給与所得控除後の金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (2) 事業所得者…確定申告書控の所得金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (3) 年金所得者…次表により算出した額

年齢	年間収入金額	年間所得金額	年齢	年間収入金額	年間所得金額
65歳以上	110万円以下	0円	65歳未満	60万円以下	0円
	110万円超 330万円未満	年間収入金額 - 110万円		60万円超 130万円未満	年間収入金額 - 60万円
	330万円以上 410万円未満	年間収入金額 × 0.75 - 27万5千円		130万円以上 410万円未満	年間収入金額 × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	年間収入金額 × 0.85 - 68万5千円		410万円以上 770万円未満	年間収入金額 × 0.85 - 68万5千円

※令和7年12月1日に所得税法が改正（給与所得控除額等）されましたが、令和8年度の県営住宅使用料は、令和7年10月1日を基準日として算定するため、令和8年度の県営住宅使用料は旧法を適用します。

○控除額（B）について（改正 公営住宅法施行令第1条第1項第3号 令和3年1月1日施行）

イ. 所得調整控除	入居者又は同居者に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下このイにおいて「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき10万円（その者の給与所得等の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）
ロ. 同居親族等控除	同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「同一生計配偶者」という。 ※1）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。 ※1※2）で入居者及び同居者以外のもの1人につき38万円
ハ. 老人扶養控除等 ※3	同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
ニ. 特定扶養親族控除 ※3	扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき25万円
ホ. 障害者控除 特別障害者控除	入居者又はロに規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき27万円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、40万円） ※特別障害者：身体1、2級、精神1級、知的重度(A)
ヘ. 寡婦控除 ※4	入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき27万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が27万円未満である場合には、当該残額）
ト. ひとり親控除 ※4※5	入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき35万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が35万円未満である場合には、当該残額）

※1 同一生計配偶者及び扶養親族には、年間の合計所得金額が48万円を超える者は含みません。

※2 扶養親族に配偶者は含みません。

※3 年間の合計所得金額が48万円を超える者は含みません。また、入居者であっても、被扶養者である場合は控除対象者として扱います。

※4 年間の合計所得金額が500万円を超える者は含みません。

※5 子の年間の合計所得金額が48万円を超える場合、または、子が他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている場合は、控除対象になりません。

(参考：収入基準早見表)

区分	収入基準	世帯人員別の収入基準を満たす給与所得者の源泉徴収票の給与所得控除後の金額（( )内の金額は年間総収入額）の目安				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	収入月額が 158,000円以下	1, 896, 000円 (2, 968, 000円) 未満	2, 276, 000円 (3, 512, 000円) 未満	2, 656, 000円 (3, 996, 000円) 未満	3, 036, 000円 (4, 472, 000円) 未満	3, 416, 000円 (4, 948, 000円) 未満
		2, 568, 000円 (3, 888, 000円) 未満	2, 948, 000円 (4, 364, 000円) 未満	3, 328, 000円 (4, 836, 000円) 未満	3, 708, 000円 (5, 312, 000円) 未満	4, 088, 000円 (5, 788, 000円) 未満

注1 「同居者控除」及び「同居しない扶養親族控除」以外の特別控除のある世帯及び収入のある者が2人以上の世帯については、この早見表は利用できません。  
2 世帯人員には、同居しない扶養親族を含みます。

## 2. 申込方法

次の書類を受付窓口へ提出してください（郵送可）。また、申込みの際は、入居を希望する県営住宅の団地等（※）を一つ選んでください。

※次の団地については、地区を選んでください。

・太閤山団地・・・「北・中地区」、「北地区」、「南地区」

・中川団地及び東中川団地・・・「中川地区」

・蓮花寺団地及び蓮花寺北団地・・・「蓮花寺地区」

### ◎必ず提出いただく書類

提出書類・留意事項	入手方法
<b>・県営住宅入居申込書</b> 現住所 番地、号まで詳しく記載すること。 勤務先 無職の場合は「無職」と記載すること。 理由 住宅に困っている理由を詳しく記載すること	県営住宅管理センター 県建築住宅課HP
<b>・世帯全員の住民票</b> ・住民票で続柄がわからなければ、戸籍謄本も必要です。 ・外国人の方は、国籍の省略のない住民票が必要です。	市町村住民票担当課
<b>・入居者及び同居者全員の所得証明書</b> ・16歳以上（高校生で収入のない方を除く）の入居予定者全員のもの ・無所得の場合は、「所得0円」の所得証明書又は非課税証明書を提出すること。 ※前年の所得証明書が発行できない期間（1月～6月）については、直近の所得状況が <u>確認できる以下の書類のいずれかが別途必要</u> ア 給与所得者 勤務先が発行する源泉徴収票の写し イ 自営業者 確定申告書の写し ウ 年金受給者 最新の年金振込通知書	市町村税担当課
<b>・入居者の県税（個人県民税を除く。）に滞納がないことを証明する納税証明書</b>	県税事務所
<b>・入居者の市町村長発行の個人県民税に係る納税証明書</b>	市町村税担当課

### ◎該当者のみ必要な書類

	提出書類	入手方法
婚姻予定者	婚約証明書	県営住宅管理センター
離婚調停中の方	事件係属証明書	裁判所
離婚協議中の方	離婚予定証明書	県営住宅管理センター
別居扶養親族のいる方	源泉徴収票、確定申告書の写し	
寡婦の方	寡婦に該当する方の戸籍謄本	市町村戸籍担当課
障害者の方	障害者手帳（身体、精神、療育）の写し <u>単身入居申込みの場合は、入居資格者            認定のための申立書</u>	
DV被害者の方	一時保護証明書 又は	県女性相談センター
	保護命令決定書	裁判所
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の写し	
高齢単身入居の方	入居資格者認定のための申立書	
その他単身入居資格者	資格を有することを証する書類	
その他裁量階層世帯	裁量階層であることを証する書類	
昨年度から転職等により 収入に変更があった方	退職 離職証明書など 就職・転職 給与証明書	

※その他知事が必要と認める書類を提出いただく場合があります。